

「リニア工事 対策必要」

地表から四十メートル以上深い地下空間は二〇〇一年施行の大深度地下使用法により、首都圏、中部圏、近畿圏の一部区域を対象に、公共目的の事業に使用が認められている。用地買収は不要。東京外かく環状道路（外環道）やJR東海が進めるリニア中央新幹線など四件が認可されている。

リニア工事では二二年度初めに北品川非常口（東京都品川区）からシールドマシンが発進し、都内の大深度工事が始まる予定。

芝浦工業大の稲積真哉教授（地盤工学）によると、河川に近い地盤の砂などに含まれる地下水がシールドマシンの振動で分離して流れ出し、陥没や空洞がでる現象は珍しくないという。「こうした現象は大深度でも起きる。リニアのトンネルも多摩川や中小河川の流れる地域を掘る。ボーリング調査の数を増やし、地中をレーダー探査するなど、事前に対策を考える必要がある」と話している。

（梅野光春）